



受診時特別料金の徴収について

市立宇和島病院は、医師の負担を軽減するため、他の医療機関との役割分担及び業務の連携を推進しており、令和2年4月1日に地域医療支援病院として認可を受けることとなりました。地域医療支援病院は、紹介患者や救急患者の診療を中心に行う必要があり、また厚生労働省の定める初診時特別料金及び再診時特別料金の徴収が求められます。このことから、初診時特別料金を改定し、再診時特別料金の徴収を開始します。

また、救急外来の適切な受診をお願いしたい観点から、時間外特別料金の徴収を開始します。ご理解いただきますようお願いいたします。



1. 料金変更または徴収開始日

令和2年 4月1日

2. 受診時特別料金

(1) 初診時特別料金

- ① 徴収対象 **他の医療機関等からの紹介状の持参がない初診患者**
- ② 金額【料金変更】 2,750円 → **5,500円(歯科は3,300円)【税込】**

(2) 再診時特別料金

- ① 徴収対象 **当院から他の医療機関へ紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、受診した再診患者**
- ② 金額【新規徴収】 **2,750円(歯科は1,650円)【税込】**

(3) 時間外特別料金

- ① 徴収対象 **軽症患者**
- ② 金額【新規徴収】 **5,500円【税込】**



3. 徴収しない患者

(1) 初診時特別料金及び再診時特別料金

- ① 緊急やむを得ないと当院が判断した患者
- ② 国の公費負担医療制度の受給対象者
- ③ 特定の障害、特定の疾病等に着目した地方単独の公費負担医療の受給対象者
- ④ その他直接受診する必要性を当院が認めた患者

(2) 時間外特別料金

- ① 緊急やむを得ないと当院が判断した患者

※初診時特別料金等及び時間外特別料金を併せて徴収させていただく場合があります。